

公開用

平成31年3月定例会

春日部市教育委員会会議録

平成31年3月26日

春日部市教育委員会

I	期 日	平成31年3月26日	火曜日
II	場 所	春日部市教育センター	2階 会議室
III	開 会	14時00分	
IV	閉 会	15時20分	

V 教育長及び出席委員

教育長	植竹 英生
教育長職務代理者	金森 良泰
教育委員	水沼 章文
教育委員	川端 知里
教育委員	岡田 新司

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	川崎 信雄
学校教育部次長兼学校総務課長	高橋 弘道
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	加藤 大二
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学校総務課学校管理担当課長	今井 達哉
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	田村 嘉則
指導課担当課長兼教育相談センター所長	正籬 洋子

【社会教育部】

社会教育部長	小谷 啓敏
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	井上 雅陽

VIII 署名委員の指名

岡田委員

IX 会議に附した議案

- 議案第 7 号 平成31年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について
議案第 8 号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について
議案第 9 号 春日部市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について
議案第 10号 春日部市教育委員会公印規程及び春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について
議案第 11号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について
議案第 12号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について
議案第 13号 春日部市学校給食センター条例施行規則等の一部改正について
議案第 14号 春日部市立小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正について
議案第 15号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学校変更許可基準の一部改正について
議案第 16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
議案第 17号 春日部市英語指導助手設置規則等の一部改正について
議案第 18号 春日部市教育研究員設置規程等の一部改正について
議案第 19号 春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正について
議案第 20号 春日部市有形文化財の指定について【都鳥の碑】
議案第 21号 春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について
議案第 22号 春日部市立学校施設の開放規則の一部改正について
議案第 23号 春日部市公民館条例施行規則の一部改正について
議案第 24号 春日部市教育委員会職員の人事異動について
- 報告第 7 号 春日部市算数数学学力向上検証テストの結果について
報告第 8 号 平成30年度活躍する春日部の子供たちについて
報告第 9 号 平成30年度春日部市立小・中学校教職員の人事評価について
報告第 10号 平成31年度当初教職員の人事異動について
報告第 11号 春日部市子ども読書活動推進計画の策定について
報告第 12号 第2次春日部市生涯学習推進計画の策定について
報告第 13号 春日部市指定有形文化財の指定の解除について
報告第 14号 春日部市体育施設整備基本計画の策定について
報告第 15号 平成31年3月春日部市議会定例会について

X 議題及び議事の概要

植竹教育長

ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。岡田委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

植竹教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第7号 平成31年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策についてを議題とし、説明を求めます。

高橋課長、お願いします。

高橋学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第7号 平成31年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育全般についての基本的な方針等をまとめた、平成31年度の基本方針・重点施策を定めたく提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして、説明申し上げます。

別冊の平成31年度、基本方針・重点施策をご覧ください。また、先の2月定例教育委員会の勉強会でお示しした素案からの変更点、及び昨年からの変更点について、資料として、新旧対照表を添付いたしましたので、併せてご覧いただきたいと思っております。なお、素案に対し委員の皆様からいただいたご意見を基に修正した箇所、及び字句の修正等、素案からの変更点は、網掛けした丸ゴシック体、昨年度からの変更点はゴシック体で表記してございます。

それでは、概要につきまして、説明いたします。

はじめに、1ページをご覧ください。1ページから3ページは、教育行政全体としての基本方針、及び重点施策となっております。

次に、4ページから5ページは、教育委員会に関する委員会運営の目標及び委員会活動

の重点事項となっております。

6 ページ以降は、各課の目標、主な施策、主な事業の概要及び第2次総合振興計画前期基本計画の成果指標における目標となっております。

続きまして、素案からの変更点ですが、主に字句を修正したものでございます。

なお、12 ページ、学務課の「2 主な施策」の「(2) 就学支援の促進」の②の文末「人材の育成を図る」と「(3) 未来を担う人財の育成」の「人材」の「ざい」の字の表記の違いについて、委員さんよりご質問がありました。

通常は(2)の②のように、木への「材」を使用しますが、(3)については、特に、未来を担う子どもたちを「財産・宝」と捉え「人財」と表記しているため、表現が異なっているものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第7号 平成31年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第8号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

高橋課長、お願いします。

高橋学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第8号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

提案理由ですが、委員の任期満了に伴い、春日部市教育委員会事務評価委員会要綱第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます

候補者につきましては、議案書3ページの候補者名簿のとおりでございます。

1 番の、金井 俊二氏は、元春日部市立豊春小学校長です。

2 番の、鈴木 静江氏は、元春日部市生涯学習地域推進員です。

3 番の、濱本 一氏は、共栄大学教育学部教授です。

なお、3人とも、今回から新たに事務評価委員を務められる予定でございます。

いずれの方も、幅広い知識及び経験を有しており、春日部市の教育を熟知されている方でございます。

なお、任期は、2019年（平成31年）4月1日から、2020年（平成32年）3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第8号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第9号 春日部市教育委員会事務局組織規則等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

高橋課長、お願いします。

高橋学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第9号 春日部市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、組織の規定等を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

第1条といたしましては、春日部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するもので、組織の規定について、中学校を中学校 義務教育学校に改めるものでございます。

次に、第2条といたしましては、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正するもので、委任事項の規定について、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

次に、議案書6ページをご覧ください。

第3条といたしましては、春日部市教育委員会事務決裁規則の一部を改正するもので、

決裁事項及び専決事項の規定について、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

次に、第4条といたしましては、春日部市教育委員会表彰規則の一部を改正するもので、表彰の内申等の規定について、小・中学校の学校長を小学校、中学校及び義務教育学校の校長に改めるものでございます。

次に、議案書9ページをご覧ください。

第5条といたしましては、春日部市教育センター実習室規則の一部を改正するもので、利用者の範囲の規定の小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を、平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第9号 春日部市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第10号 春日部市教育委員会公印規程及び春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

高橋課長、お願いします。

高橋学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第10号 春日部市教育委員会公印規程及び春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、廃止した公印の保管の規定等を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容につきまして、説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

第1条といたしましては、春日部市教育委員会公印規程の一部を改正するもので、別表中、3月31日で閉校となる、宝珠花小学校、富多小学校、谷原中学校、中野中学校、江

戸川中学校についての印を削り、新たに4月1日に開校する、春日部南中学校、江戸川小中学校についての印を追加するものでございます。

次に、43ページをご覧ください。

第2条といたしましては、春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正するもので、別表の小中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を、平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第10号 春日部市教育委員会公印規程及び春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第11号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

白石館長、お願いします。

白石学校教育部参事(兼)市民文化会館長

議案第11号、春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について、提案理由及びその内容について、説明申し上げます。

議案書46ページをご覧ください。

提案理由でございますが、寄贈された物品、鳥の子屏風を附属設備に追加することに伴い、別表第1の規定を改正したく提案するものでございます。

次に、改正の内容につきまして説明申し上げます。

議案書47ページをご覧ください。

別表第1、春日部市民文化会館附属設備使用料の附属設備の名称中、舞台設備のびょうぶのカッコ書きに、昨年12月、市民文化会館に寄贈されました、鳥の子屏風を追加するため、改正前の金・銀を金・銀・鳥の子に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成31年4月1日からとするものでございます。

なお、寄贈された鳥の子屏風につきましては、お手元に参考資料として写真をご用意させていただきましたが、表面は無地、六曲・一双、高さ約2.4m、ケース付きでござい

ます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第11号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第12号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第12号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案書48ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日から義務教育学校が設置されることに伴いまして、本規則の趣旨の規定を改正したく提案するものでございます。

議案書49ページをご覧ください。

改正内容ですが、平成31年4月1日から義務教育学校が設置されることに伴い、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第12号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第13号 春日部市学校給食センター条例施行規則等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第13号 春日部市学校給食センター条例施行規則等の一部改正につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案書50ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、春日部市学校給食センター条例施行規則等の関係規則を一括して改正したく、提案するものでございます。

議案書51ページをご覧ください。

改正内容ですが、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、従来の小学校、中学校の他に義務教育学校が設置されることから、学務課所管分の学校給食に係る3規則を一括して改正するものでございます。

第1条の春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正につきましては、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、所管の学校名および小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるとともに字句の整理を行うものでございます。

議案書52ページをご覧ください。

第2条の春日部市学校給食センター運営委員会の委員の任命に関する規則の一部改正につきましては、規則名称の任命を、条例の表記に合わせて委嘱とし、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、各委員の委嘱人数を改めるとともに字句の修正を行うものでございます。

第3条の春日部市学校給食連絡協議会規則の一部改正につきましても、学校再編に伴い、春日部市の市立小・中学校を春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校に改めるとともに字句の修正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第13号 春日部市学校給食センター条例施行規則等の一部改正について、原案ど

おり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第14号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第14号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案書54ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年度からの学校再編に伴い、同規程の設置の規定等を改正したく、提案するものでございます。

議案書55ページをご覧ください。

主な改正内容ですが、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、従来の小学校、中学校の他に義務教育学校が設置されること、また、新たに春日部南中学校が設置されることから、それらを踏まえ、同規程の一部を改正するものでございます。

具体的には、市立小・中学校を春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校に改めるとともに、中学校給食運営委員会の委嘱人数を改め、さらに、各委員の名称など字句の修正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第14号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第15号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学校変更許可基準の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第15号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学校変更許可基準の一部改正につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案書56ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日からの学校再編に伴う、通学区域の見直し及び小規模特認校制度の導入に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学校変更許可基準の改正をしたく提案するものでございます。

議案書57ページをご覧ください。

改正内容ですが、学校再編に伴い、義務教育学校が設置されることから（1）学年途中の転居の場合及び（2）学年途中の転出の場合（区域外就学）の義務教育学校における就学校変更許可基準を追加するものでございます。

また、議案書58ページ下段の※印の部分でございますが、指定校変更にあたっては、例外を除き、兄弟姉妹が同一の学校に就学できるよう配慮してまいりました。

なお、従前から部活動を理由とした場合は例外として定めておりましたが、小規模特認校については、実施要綱において別途、就学の条件を定めていることから、この例外の部分に追記するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第15号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学校変更許可基準の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

加藤課長、お願いします。

加藤学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第16号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書59ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市立江戸川小中学校及び春日部市立春日部南中学校の開設、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第1条の規定に基づき委嘱したく提案いたします。

なお、今回新たに委嘱する学校医、学校歯科医、学校薬剤師名簿は、60ページにお示しのとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第17号 春日部市英語指導助手設置規則等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

加藤課長、お願いします。

加藤学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第17号、春日部市英語指導助手設置規則等の一部改正について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書61ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、関係する5規則を一括して改正するため、規則を制定したく提案するものでございます。

次に改正の主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書62ページをご覧ください。

本規則は、全5条で構成されております。

まず、第1条は、中学校に義務教育学校の後期課程を含むを追加するもの、また、小中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。さらに、特別活動等への参加を国際理解教育への参加に、英語弁論大会等の審査を英語弁論大会の指導等に改めるものでございます。また、学校長を校長に修正するものでございます。

第2条は、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改め、学校長を校長に改めるものでございます。

63ページ、第3条は、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。また、各様式内の小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に、学校長を校長に改めるものでございます。

98ページ、第4条は、小・中学校及び小学校及び中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改め、小学校に及び義務教育学校の前期課程を、中学校に義務教育学校の後期課程に限るを追加するものでございます。また、卒業証書につきましては、卒業証書及び修了証書と改め、義務教育学校前期課程の修了証書を追加するものでございます。

102ページ、第5条は、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。また、各様式内の小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に、学校長を校長に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規則の施行期日を平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第17号 春日部市英語指導助手設置規則等の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第18号 春日部市教育研究員設置規程等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

加藤課長、お願いします。

加藤学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第18号、春日部市教育研究員設置規程等の一部改正について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書108ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日からの学校再編に伴い、関係する4規程を一括して改正するため、訓令を制定したく提案するものでございます。

次に改正の主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書109ページをご覧ください。

本規則は、全4条で構成されております。

まず、第1条は、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。また、学校長を校長に修正するものでございます。

第2条は、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改め、学校長を校長に改めるものでございます。

115ページ、第3条は、小中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。また、各様式内も同様に改めるものでございます。

118ページ、様式第3号につきましては、電話を電話番号に改めるものでございます。

119ページ、第4条は、小・中学校及び小中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改め、教務主任を主幹教諭又は教務主任に改めるものでございます。また、別表の春日部南中学校の略号を春日部南中に、江戸川小中学校の略号を江戸川小中とするものでございます。

附則といたしまして、この規則の施行期日を平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第18号 春日部市教育研究員設置規程等の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第19号 春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

根岸課長、お願いします。

根岸社会教育課生涯学習推進担当課長

議案書127ページ、議案第19号、春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正につきまして、提案理由及びその内容につきまして説明させていただきます。

提案理由につきましては、平成31年4月1日から義務教育学校が設置されることに伴い、使用料の減免の規定を改正したく提案するものでございます。

内容につきましては、128ページの表にございます第9条第2号を、小・中学校であったところを、小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

附則としまして、この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第19号 春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第20号 春日部市有形文化財の指定についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第20号、春日部市有形文化財の指定につきまして、その提案理由と内容について説明申し上げます。

議案書129ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会より、春日部市有形文化財の指定につきまして、別紙のとおり建議書が提出されましたので、春日部市文化財保護条例第5条の規定に基づき、春日部市有形文化財に指定したく、提案するものでございます。

続きまして、議案書130ページの建議書をご覧ください。

文化財の名称は都鳥の碑、員数は1基、その所在地は春日部市粕壁字浜川戸5597番の八幡神社参道の入り口にあたります。

所有者は宗教法人八幡神社でございます。

指定理由でございますが、平安時代の歌人で、六歌仙のひとりであります、在原業平にまつわる隅田川の伝承を伝えるために、嘉永6年（1853年）、粕壁宿の名主である関

ことばがき

根氏らによって建立された石碑です。刻まれた和歌や詞書は、当時、名のある歌人で、

ちぐさありこと

京都在住の貴族であった千種有功の手によるもので、粕壁宿の住民が国学をとおして貴族との交流があったことが窺えること、また、粕壁宿の住民の文化活動の広まりとその成果が反映される文化史的な価値がある資料でございます。さらに碑の内容が地域を流れる古隅田川に関わる伝承であることや、中世武士の春日部氏に関わる春日部八幡神社の由緒を

伝えることから、地域の歴史や文化遺産のひとつである地域伝承の継承に寄与した資料と評価することができます。

このように、幕末期に粕壁宿に暮らした人々の文化活動の成果として、さらに地域の伝承を伝えるという意義をもった貴重な文化遺産でありますことから、都鳥の碑を有形文化財として末永く保護保存したく、春日部市有形文化財（歴史資料）に指定いただけますよう、建議されたものでございます。

なお、131ページには碑文の拓本、読下しをお示ししております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第20号 春日部市有形文化財の指定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第21号 春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

伊田課長、お願いします。

伊田スポーツ推進課スポーツ施設担当課長

議案第21号 春日部市体育施設条例施行規則の一部改正につきまして、提案理由及びその内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書132ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日から義務教育学校が設置されることに伴い、使用料の免除の規定を改正したく提案するものでございます。

議案書133ページをご覧ください。

改正の内容でございますが、第7条における、小・中学校体育連盟を小学校体育連盟又は中学校体育連盟に字句修正を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を、平成31年4月1日からとするものです。

以上ご審議の程よろしくお願い致します。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第21号 春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第22号 春日部市立学校施設の開放規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

伊田課長、お願いします。

伊田スポーツ推進課スポーツ施設担当課長

議案第22号、春日部市立学校施設の開放規則の一部改正につきまして、提案理由及びその内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書134ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年4月1日から義務教育学校が設置されることに伴い、定義の規定等を改正したく提案するものでございます。

議案書135ページをご覧ください。

改正の内容でございますが、第2条、第4条において、義務教育学校を追加するなど、字句修正及び様式第1号、様式第2号の字句修正となっております。

附則につきましては、施行期日を、平成31年4月1日からとし、経過措置として、この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとするものです。

以上ご審議の程よろしくお願い致します。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第22号 春日部市立学校施設の開放規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第23号 春日部市公民館条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

須藤館長、お願いします。

須藤社会教育部参事（兼）中央公民館長

議案第23号、春日部市公民館条例施行規則の一部改正につきまして、提案理由及びその内容につきまして説明させていただきます。

議案書139ページをご覧ください。

提案理由につきましては、平成31年4月1日から義務教育学校が設置されることに伴い、使用料の減免の規定を改正したく提案するものでございます。

議案書140ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、第13条第2号を、改正前は小・中学校であったところを、小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

附則としまして、この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第23号 春日部市公民館条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第24号 春日部市教育委員会職員の人事異動についてを議題としますが、本案は職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

植竹教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより

会議を非公開とします。

《非公開議案の審議》

議案第24号 春日部市教育委員会職員の人事異動について

植竹教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第7号 春日部市算数数学学力向上検証テストの結果についてを議題とし、説明を求めます。

加藤課長、お願いします。

加藤学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第7号、春日部市算数数学学力向上検証テストの結果について、報告申し上げます。

議案書142ページをご覧ください。

平成28年度からスタートした、この取組は、各校の算数・数学における学力向上に向けた取組の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、次年度の各校における児童生徒への指導に生かすことを目的に実施しているものでございます。

143ページから145ページの資料は、問題作成・分析に関わった学力向上推進委員による取組のまとめでございます。取組の感想、よい点、改善点、そして市教委の取組について分けてまとめてあります。

今年度は3回目の実施ということで、各学校も取組に慣れ、テスト本番はもちろんのこと、事前及び事後の取組についても、これまでより計画的に見通しを持ち、積極的にできたようです。また、推進会議を5回実施しましたが、会議が洗練され、限られた時間の中で問題内容、採点基準、模範解答などについて検討・確認が綿密に行われました。このことにより、問題内容が洗練されてきたとともに、教員の事後処理もスムーズに行えるようになりました。

今回の成果が、この4月に行われる県及び全国の学力調査にも発揮されることを願っております。

資料にお示ししているように、今回の取組からも、まだまだ反省点が出されておりますので、これらを改善して、平成31年度へとつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

次に、報告第8号 平成30年度活躍する春日部の子供たちについてを議題とし、説明を求めます。

加藤課長、お願いします。

加藤学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第8号、平成30年度活躍する春日部の子供たちについて、御報告申し上げます。

議案書146ページをご覧ください。

こちらは今年度、3月18日までの期間に全国大会若しくはそれに準ずる大会に出場し、活躍した春日部の小・中学生について、一覧にまとめたものでございます。本年度も大変多くの市内児童生徒が全国を舞台に活躍をしてくれました。

以上でございます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

次に、報告第9号 平成30年度春日部市立小・中学校教職員の人事評価についてを議題としますが、報告第9号及び第10号については、教職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

植竹教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開議案の審議》

報告第9号 平成30年度春日部市立小・中学校教職員の人事評価について

報告第10号 平成31年度当初教職員の人事異動について

植竹教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、報告第11号 春日部市子ども読書活動推進計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

報告第11号、春日部市 子ども読書活動推進計画の策定について、報告いたします。

議案書153ページをご覧ください。

恐れ入りますが、別にお配りしておりますサーモンピンク色の冊子、春日部市子ども読

書活動推進計画とA4両面1枚の概要版も併せてご覧ください。

本計画は、子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向を明らかにし、関連する施策に総合的、計画的に取り組むものでございます。

計画期間につきましては、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間でございます。

今後につきましては、計画に基づき、子どもの読書活動を一層推進するための取組を、関係各課と連携して実施してまいります。

以上でございます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

次に、報告第12号 第2次春日部市生涯学習推進計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。

根岸課長、お願いします。

根岸社会教育課生涯学習推進担当課長

報告第12号、第2次春日部市生涯学習推進計画の策定について報告いたします。

議案書154ページをご覧ください。併せまして、別にお配りしております藤色の冊子第2次春日部市生涯学習推進計画とA3判二つ折りの概要版もご覧ください。

本計画は、総合振興計画における春日部市の将来像の実現に向けて、生涯学習施策の基本的な考え方や、生涯学習を通じたまちづくりを進めるための方向性を明確に示すものでございます。

計画期間につきましては、2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年間でございます。

今後につきましては、計画に基づき、関係部署と連携を図りながら、市民の皆様の学びの意欲を一層醸成し、一人ひとりが主体的に生涯学習に取り組むことが出来る取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

次に、報告第13号 春日部市指定有形文化財の指定の解除についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第13号、春日部市指定有形文化財の指定の解除について報告いたします。
議案書155ページをご覧ください。

八丁目に所在します春日部市所有の、めがね橋付倉松落大口逆除之碑につきましては、平成25年3月の定例教育委員会に提案、ご承認いただき、平成25年3月25日付けで市の有形文化財に指定いたしました。平成31年2月18日開催の埼玉県教育委員会での審議により、埼玉県有形文化財の指定が承認されましたので、春日部市文化財保護条例第6条第3項の規定に基づきまして、市指定文化財の指定解除を行ったものでございます。

市指定の解除の日付でございますが、議案書157ページの県報告示のありました、平成31年2月22日付けとなります。

続きまして、県指定の内容でございますが、議案書156ページにお戻りください。

文化財の名称は、「めがね橋（旧倉松落大口逆除）付 倉松落大口逆除之碑」と、橋の正式名称が加わりました。種別は有形文化財 建造物でございます。

県指定の主な内容でございますが、4点がございます。

1点目は、明治24年の建築と、県内の煉瓦製樋門が造られた初期の代表作であること

2点目は、煉瓦製樋門の現存資料の中で2番目に古く、装飾性に富むこと。

3点目は、付として指定文化財の一部となります、倉松落大口逆除之碑には建築の経緯が詳細に刻まれていること。

4点目として、市でも橋梁長寿命化修繕計画が策定され、保存管理に努められていることが挙げられます。

本件の県指定によりまして、市域の県指定文化財は15件目となりました。

報告は以上でございます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

金森委員

市指定から県指定になったことで、物理的、あるいは補助的なものとかで変わることはあるのでしょうか。

植竹教育長

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

県指定になりますと、市指定からの格上げとなります。もしも修理等が必要となった場合には、県の補助金が半分ほど得られることができます。

また、めがね橋の解説板の設置に関しても、県の補助金が得られるというメリットがございます。

以上でございます。

金森委員

ありがとうございました。

植竹教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

次に、報告第14号 春日部市体育施設整備基本計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。

伊田課長、お願いします。

伊田スポーツ推進課スポーツ施設担当課長

報告第14号、春日部市体育施設整備基本計画の策定について、報告いたします。

議案書158ページをご覧ください。恐れ入りますが、別にお配りしてございます、春日部市体育施設整備基本計画と書かれた冊子と、A3両面1枚の概要版も併せてご覧ください。

本計画は、本市のスポーツ施設の基本的な考え方を示しており、計画期間につきましては、2019年度（平成31年度）から2047年度までの29年間とし、原則10年を目安に見直しを行うことを基本とするものでございます。

今後につきましては、計画に基づき、スポーツ施設マネジメント基本計画や、ウイング・ハット春日部周辺の整備基本計画の策定などに取り組んでまいります。

以上でございます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

次に、報告第15号 平成31年3月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

高橋課長、お願いします。

高橋学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第15号、平成31年3月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書160ページをご覧ください。

会期は、2月18日から3月14日までの25日間で行いました。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、5件であり、議案第7号、13号、19号、及び27号の4件は、いずれも原案のとおり可決されました。

また、議案第40号は、植竹教育長の辞職に伴い、春日部市教育委員会教育長として、鎌田亨氏を任命することについて、同意されたものでございます。

次に、一般質問では、29人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、12人の議員から質問がございました。質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

以上、報告いたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

川端委員

古沢耕作議員より一般質問のありました、子どもたちを虐待からまもるためにですが、その質問内容の詳細と、答弁内容についてお聞かせください。

植竹教育長

加藤課長、お願いします。

加藤学務指導担当次長（兼）指導課長

古沢耕作議員からの一般質問、子どもたちを虐待から守るための答弁でございますが、こども相談課と指導課が担当課となっております、指導課分として、5つの質問がありました。

1つめは、小中学校では、どのように虐待を把握しているかとの質問で、虐待の把握について、共通理解を図り、身近な学級担任による日常的な観察や養護教諭による健康診断時や保健室来室時の観察等において、ただちに発見するよう努めている。また、学校は、民生委員・児童委員と定期的に連絡をとり、早期発見のため情報収集に努めている。さらに、いじめ調査を中心とした学校生活や家庭生活についてのアンケートを行い実態の把握に努めていると答弁いたしました。

2つめは、アンケートの内容についての質問があり、児童生徒が回答しやすいように各学校で形式を工夫し、いじめについて記述するものや先生に知っていてほしいことはありますか、自分の家のことで嫌だと思ふことがありますか、家のことで悩んでいることはありますかといった学校生活や家庭での悩みについても記述できるものとしていると答弁いたしました。

3つめは、アンケートの内容を市で統一すべきではないかとの質問があり、児童虐待の項目を含め、さらに児童生徒が悩みを書きやすいアンケートになるように生徒指導主任や教育相談担当の会議等で情報を共有し、必要に応じて見直しを進めていくと答弁いたしました。

4つめとして、アンケートで虐待を把握した際の対応はとの質問があり、本人に寄り添いながら具体的に話を聴き、管理職に報告する。管理職は報告を受け、児童生徒の安全を第一に考え、こども相談課、指導課と情報共有します。緊急性がある場合は、児童相談所や警察へ報告し、命に係わる重大な事態とならないよう連携していると答弁いたしました。

最後は教育長に、野田市の事件の受け止めや学校現場での虐待案件の対応の考え方についての質問があり、悔やみきれない大変残念なことであり、決してこの悲劇を繰り返してはならないと考える。今後も引き続き、児童生徒の虐待を早期に発見し、命を守りきることを最優先し、教育委員会・学校と関係諸機関が連携して最善を尽くしていくと答弁いたしました。

以上でございます。

川端委員

ありがとうございました。

植竹教育長

他に、何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

4月定例会につきましては、4月19日、金曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

植竹教育長

以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。